
平成23年第6回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成23年12月13日(火)

1. 議事日程第4号

平成23年12月13日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1 番	廣澤俊幸	2 番	大谷徹子
3 番	宿利忠明	4 番	石井龍文
5 番	中川英則	6 番	菅原一
7 番	河野博文	9 番	秦時雄
10 番	松本義臣	11 番	宿利俊行
12 番	清藤一憲	13 番	藤本勝美
14 番	片山博雅	15 番	繁田弘司
16 番	高田修治		

欠席議員(1名)

8 番 尾方嗣男

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 大蔵順一 議事係長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 朝倉浩平 副町長 太田尚人

教 育 長	本 田 昌 巳	総 務 課 長	帆 足 博 充
まちづくり 推 進 課 長	麻 生 太 一	環境防災課長兼 基地対策室長	平 井 正 之
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福祉保健課長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	村 口 和 好	建設水道課長兼 公園整備室長	梶 原 政 純
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	会計管理者兼 会 計 課 長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	飯 田 豊 実	学校教育課長	穴 本 芳 雄
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河 島 公 司	行 政 係 長	石 井 信 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いを申し上げます。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力をお願いいたします。

本日の会議に欠席の届け出が提出されていますので、報告いたします。

議員につきましては8番尾方嗣男君、病気療養のため欠席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（高田修治君） 日程第1、これより一般質問を行います。

会議の進行にご協力をお願いいたします。

最初の質問者は、12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） おはようございます。議席番号12番清藤一憲です。

一問一答にてお願いいたします。

今年も残すところ後わずかとなりました。3月11日の大震災に始まって、非常に大変な年でございました。今年の漢字が「絆」ということで今日の新聞に発表されましたけれども、日本が一つになり、

また玖珠町も一つになって、町民のために頑張らなければならないかなというふうに思っています。

10月25日から27日まで、総務委員会の研修で新潟県の三条市、長岡市にそれぞれ行きました。三条市では教育委員会の子育て支援、長岡市では高齢者総合ケアのこぶし園で、園長の小山氏から大変ためになるお話を聞かせていただきました。その帰りに長岡の街を通りますと連合艦隊司令長官山本五十六の記念館がありましたので、そこへ寄らせていただきました。「やってみせて、言って聞かせて、やらせてみて、褒めてやらねば、人は動かず」「話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず」「やっている、姿を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず」という山本五十六長官の名言が残されています。これは町が掲げる人材育成に非常に役立つ言葉じゃないかなということで思っていましたので、ちょっとしゃべらせていただきました。

今日の質問は4つでございます。

まず第1に、役場内の組織変更をしたが、検証がなされたか。また、その成果を問う。役場内の組織は、町運営、高度なサービスを提供するためには非常に重要と考えられる。今後の役場のあり方、対応を含めて町執行部に問うということでございます。

その中で、財政課と総務課の統合がなされました。それが一つ。地域力創造課をまちづくり推進課に変更いたしました。それが一つ。防災環境課の新設、地域対策室の設置、それが一つ。観光課をまちづくり推進課に統合し室から係にしたわけですがけれども、それも一つ。それから、課長が16名から13名ということで減少しましたがけれども、それで町行政にどういうふうな影響があったかということ、以上をお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） ただいまの清藤議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

本年4月に、これまでの総務課行政係と総務係、2係であります、その2係と財政課の3係、財政係、管財係、契約検査係になりますが、それを総務課に統合、それから地域力創造課と商工観光室を統合の上、総務課情報管理係と自治振興及び広報広聴の業務を加えてまちづくり推進課としました。また、建設課と水道課を統合して建設水道課にいたしました。さらに消防交通係と環境係、消防交通係は総務課であります。環境係は住民課でありましたが、その2係によります環境防災課を新設して、地域力創造課の基地対策係を基地対策室に独立し、環境防災課長の兼務といたしたところであります。

行革組織変更につきましては、本年2月に策定されました行財政改革の指針の組織機構の見直しの項の中で示されております職員数の減少に対応するため、一つの課の規模を大きくして職員間の横のつながりを強化し、協力体制を充実させることで業務の共同化を進め、簡素で効率的な組織機構の見直しを図るとする組織機構の見直しの方針によりまして実施をしてきたものであります。

組織再編を行って8カ月が経過をいたしました、その検証ということにつきましては、各課課長、係長と町長との課題あるいは懸案事項の協議や行財政改革推進本部での議論などを通じまして、さまざまな段階で行っているところでございます。具体的には、総務課は役場の全課にかかわる行政管理業務が集中したような課になりましたし、まちづくり推進課におきましては第5次総合計画における

基本計画の事業推進を企画調整するという部署にもなりました。また環境防災課、基地対策室は特化した課題を担当して業務の推進を行っているところであります。

各課、係との課題、懸案事項の検討内容につきましては、行財政改革推進本部における検証データとして、今現在策定中の行財政改革プランの実施計画となりますが、この計画に反映させることになります。効率的な行政運営が推進できるようなものとなるように十分な分析を行う必要があると考えております。

また、住民の皆様の行政に対する要望、それから国や県からの権限移譲など、行政需要は多様化し、内容も高度なものとなっておりますのは議員ご質問のとおりでございます。しかしながら、玖珠町の人口は減少を続けることが推計されています。そのことは、当然ながら職員数も状況に合わせて縮減していかなければならないことになります。

このような中で多様化する行政需要に 대응していくためには、従来の組織に対する固定的な観念にとらわれず、広い視野に立ってさまざまな部署と協調する柔軟性のある組織づくりが求められるところでもあります。これまでの組織をよりフラットな組織に組み替えて、セクショナリズムを排除し、課や係相互の連絡調整、繁閑の差の調整を管理職がマネジメントすることで、有効な人材活用、職員の向上ができるのではないかと考えております。

現在、総合窓口の組織化の検討と整備について債務負担行為でも提案をいたしているところでありますし、今後、また特に農、林、商、工、観の産業部門では攻めの施策の展開といいますか、非常に重要になってまいります。個別的な組織づくりも今後検討が求められるのではないかとこのように考えております。今後、町の将来にとって集中的に行わなければならない事務事業につきましては、まさしく選択と集中により人員を配置して、結果として町民の福祉の向上につながる組織を構築しなければならないと考えております。

いずれにしても、これまでの財政改革から事務事業の見直しによる組織機構の見直し、行政改革に重点を置いて、地域連携、民間連携、広域連携などの新たな展開を目指して推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） 町民の方、役場に来てどこに何があるのか非常にわかりづらい、組織的にどこにどういうふうに配置されて何の仕事をしているのかわかりにくいというのが非常にありますし、課長が今言われましたように、職員の横のつながりを重視するということですが、実質、課長の責任というのがすごく重くなってきたんじゃないかというように思っていますし、また、課長に次ぐ係長というのは非常に重要なポストじゃないかなと。課長会議というのは多分常にあると思いますが、係長会議で横の連絡を常にとるのはなかなかないんじゃないかなと思うんですが、係長にどのくらいのこれから先、権限を持たせていくのかということが非常にこれから僕は重要ではないかなと。職員の数を最終的には150名を目標に行政改革をやっていくということが謳われ

ていますけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

ただいまのご質問の内容で大課制の中における係長会議と課長との職務上の権限との関係のことと将来の職員体制ということの2点だと思いますが、まず大課制、課における係の数が今回、4月の機構改革で増えたのは事実であります。その分、課長が一つ一つの係と係外の業務的なかわりが従前に比べれば同じエネルギーを使えるかという、必ずしもやはり時間的な制約は受けると思います。その点、十分なる課内協議といいますか、課の中における係長会議を通じて業務課題の整理とスケジュール管理に管理職とすれば努めていくのが課の運営として最低限必要なことになると思いますし、個別の緊急事案等についてはそれなりの対応も必要になろうと思います。

それから、将来的な人口減に対する職員数の方向性についてであります。

いろんな組織体における職員数の分析をする上で、類似団体という、定員モデルという形での比較のデータがございます。これにつきましては、玖珠町の場合4の2だったと思いますが、人口規模1万5,000人から2万人の人口構造を持つ団体が全国で六十数団体だったと思います。ですが、やはり多いところは250名を超えますし少ないところは70名ぐらい、町の面積だとか産業構造、産業構造については第3次産業の構成比率で分類が同じ構成を持つ団体ということでされますが、いろんな町の姿の中で職員体制については差がございます。

ですから、玖珠町としてどういう体制が一番望ましいかというのは、そういう類似団体の組織、それも職員数とすればかなり幅の広い構成がございますので、それぞれの職員の配置あたりをより詳細に比較するデータ等もありますので、そういう分析をしながら人口規模なり業務の対応に応じた組織を求めていく、そのことは財政的にも経常収支比率を適正な水準で維持するという項目の中に人件費も含まれますので、その辺を考慮しながら、職員体制についても今後見きわめながら進めていくということになろうと思います。

以上です。

○議長（高田修治君） 12番清藤君。

○12番（清藤一憲君） 行政改革の中で今説明をなされたんですけども、昔はパソコンが余り発達していなかったから、常に会話によるコミュニケーションというので役場の中で仕事をしていたと思う。今はもうほとんどパソコンに向かって、職員同士の会話というのが多分少なくなっているんじゃないかと、いろんな面において。だからコミュニケーションをいかにとっていくかということと、もう一つ、組織改革は非常に大切ですけども、これが町民に向かってどういうふうに本当にサービスできる体制ができるのかということが一番重要なことじゃないかと。もちろん役場内の効率化というのも大切ですけども、町民サービスがいかに本当にスムーズにいくかというものに対して一番重きを置いていただきたいというふうに思っていますし、先ほど課長の説明で、農林課と商工観光課、攻めの体制にいかなきゃならないというようなことを言われました。これも4月以降の組織改革の中で

どこかへ出てくるかなというふうに思っていますけれども、その辺どうなんですか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えをいたします。

ただいま産業部門といいますか、農、林、商、工、観についての攻めの施策ということで先ほど述べさせていただきました。少子高齢化の中における産業施策というのは非常に厳しいものがございしますが、やはり新たなまちづくりの方向性、第5次総合計画を策定した中で新しいまちづくりを模索する上における産業展開というのは非常に今後重要になるかというふうに思っておりますので、今年の4月での検討の中では具体的にはまだされておられませんけれども、現在、行財政改革推進本部の議論の中で、そういう施策展開を併せて組織機構の検討も併せて行っているところであります。

以上です。

○議長（高田修治君） 12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） 玖珠は企業が非常に少ない町です。だから本当に外貨を稼ぐというところといたら殆どないかなと。やっぱりこれからの農業、道の駅における販売から含めて農業、あと観光を含めて外貨を稼ぐ方向にいかなきゃならないかなというふうに思っていますし、その辺の協力体制を十分していただきたいなというふうに思っています。

まちづくり推進課、今ありますね。非常に煩雑な仕事をしていると思うし、いろんな荷がかかってきて、これからのいろんな企画も第5次総合計画に向けてしなきゃならないのかなというふうに思っていますし、まちづくり推進課の協力体制というのはこれからどうするつもりでいかお伺いしたいなと。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） ただいまのご質問につきましては、私の行財政改革を所管する課長としては、まちづくり推進課の業務の内容ということでありますれば、直接のお答えは私のほうからは控えたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田修治君） 12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） それでは、第1番目の質問は終わりました、第2番目の質問に移りたいなと思います。

童話の里道の駅くすの運営状態はどのようになっているか、お伺いしたいと。

来年度から雇用対策の補助金がなくなるが、本当にこれで経営していけるのかと。また、現在の協議会のままでいいのかなということと、指定管理者制度は考えているのか。今後の運営形態を含め、設備投資なんかも考えているか。また、一番大切な道の駅としての情報発信はこれからどうやって行っていくのかという点をお聞きしたいなと思っています。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） お答えいたします。

項目は3点にわたっておりますけれども、まとめて答弁をさせていただきます。

その前に、道の駅童話の里くすの経営状態について若干説明させていただきたいと思います。

指定管理者でございます玖珠 I C 前ふれあい広場活性化協議会のほうから毎月営業報告がございますので、10月末における状況をお知らせいたします。

10月末の売り上げ実績額につきましては1億7,100万円でございますが、平成21年同期1億290万円、平成22年同期1億5,700万円でございます。昨年同期と比較いたしますと売上額で1,400万円の増、率にしますと109%、レジ通過者も18万1,000人で、昨年同期に比べ約5,000人増加しております。

生産者の所得に直接関係いたします直売所の売り上げについて申し上げますと、平成21年10月末の売り上げ実績8,190万円、平成22年同期1億1,070万円、本年10月末で1億2,100万円となっております。昨年同期と比較いたしますと、売上額で1,030万円の増、率にしますとこれも109%となっております。

また、年間の売り上げ努力目標を2億8,000万円と想定しておりますが、概ねこれに近い売り上げが見込めるのではないかと考えております。売り上げの個別の事項につきましては、ここでは割愛させていただきます。

来年度、雇用対策の補助金がなくなるが、経営は大丈夫かという点についてでございます。私どもも協議会に対しまして来年度から補助金がなくなることは既に早い段階から伝えておりますし、補助金に頼らない経営をすべく、支配人を中心にスタッフ一丸となって努力しているところでございます。

補助金につきましては、最大で年間2,400万円ほどございますが、来年度からはこれが見込めません。売り上げを伸ばすことも当然ではありますけれども、収支としまして黒字を確保するためには、仕入れ原価を抑えることやプライベート商品を開発し、販売していくことなどを検討しているところでございます。

指定管理者制度につきましては、現在、指定管理者制度をとっておりますので、この点につきましては答弁は省略させていただきます。

運営形態、設備につきましてでございますが、この2年半、協議会で道の駅くすを運営してまいりまして幾つかの課題が出てまいりました。特に施設整備を伴うものにつきましては、指定管理者側では解決できない問題でもありまして、町としても、さらなる売り上げ増加のための売り場面積の確保などをにらみ、道の駅の支配人を初めとするスタッフと連携を密にしながら、必要と思われる設備投資は積極的に行っていきたいと考えております。

情報発信についてでございますが、道の駅くすは、その計画時点から玖珠町の情報を発信する場所として位置づけられてきたことは改めて申し上げるまでもないことと思います。現在も、観光情報はもちろん各種イベントなどの情報は発信しておりますし、道の駅の中に玖珠町観光協会のスタッフが配置されまして、お客様へ情報提供していることはご承知のとおりでございます。

国の雇用対策事業が本年度末をもって廃止されますが、道の駅は本来、情報発信、トイレなど休憩・休息場所の提供などをその機能としている施設でありますから、今後の情報発信につきましても人材配置を含めて来年度はさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

それから1点、順番が前後して申しわけないんですが、協議会のままでこれから先もいくのかとい

う点についてでございます。

現在、道の駅くすは I C 前ふれあい広場活性化協議会、これは任意団体でございますけれども、これが運営をしております。公設民営とはいえ、任意の団体であるがゆえに不安定な一面があることは否めません。特に雇用の安定、給与の保障や納税の責任、顧客への信頼、独自性の発揮など、今後の経営には法人化は避けられないというふうに考えております。

平成21年5月にオープンして以来2年半が経過しました。3年目を目途に法人化という目標を立てておりますので、来年度の指定管理の更新に向け法人化できるよう協議会と協議してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） 道の駅、毎日あそこの前を私、通るわけですが、非常ににぎわいの様子をしています。支配人以下皆さん頑張っている姿が中へ入れば非常によくわかるわけです。先ほど観光の発信もあそこでしていますということを言われたんですが、実質あそこにいる方というのはパソコンをいじりながら、表に出てお客さんを対応するという姿をほとんど見かけません。行って注意して、あなた方ここへ何しに来ているのと。ここで座ってパソコンを打つのが仕事じゃないでしょうと、表へ出ていろんな方への情報発信をしろということをしたことがあります。

道の駅のそもそもの1番目のつくるきっかけというのが、玖珠町の情報発信基地にしようということで、初代会長の本田剛先生のときにそれがずっと出来てきたわけですが、情報発信をあそこで全部おさめてしまうんじゃなくて、玖珠でいろんな商売をなさっている方がいます。観光があり飲食があり、またいろんなことがあるんですけれども、そこへいかに情報発信して玖珠に散らすかということがやっぱり大きな仕事じゃないかというふうに思っています。あそこで全部売り上げてあそこだけ儲ければいいというものじゃないなというふうに思っていますし、パンの売り場が非常に今、好評で伸びています。多分、面積からいくと売り上げの率はあそこが一番いいんじゃないかというふうに思っていますし、これから法人化に向けてやられるということですが、第三セクターでやっているところは全国で沢山ありますけれども第三セクターで成功しているところというのはごくまれな分なので、その辺を含めての法人化を考えていただきたいと、その辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 法人化についてでございますが、県下の道の駅の運営形態を現在調査しておりますし、これから実際に幾つかの道の駅のほうには調査にまいりたいというふうに思っております。

現段階でわかっていることについて申し上げますと、形態につきましては第三セクターというよりも完全なる法人、例えば株式会社ですとか一般社団法人、そういったものが大変多いようになっております。もちろん第三セクターで経営されているものもございますけれども、その点につきましては、

玖珠町としてどういう形が一番望ましいのか、今後のことを考えながら結論を出してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（高田修治君） 12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） 法人化につきましてはくれぐれも前向きに、いい方向へいくように願いたいなというふうに思っています。

なお、これから本当に先ほど言われたように国の補助金がなくなりますし、いろんな経費を削減しなきゃならないかなと思います。ただ、投資の分もこれからまた必要になってくるんじゃないかなと。特に観光に対してはこれから力を入れていただきたいなというふうに思っています。

道の駅につきましては以上で終わります。

3番目に、役場の喫煙室について伺います。

私自身は非常に愛煙家でございます。たばこというものが非常に悪く言われていますけれども、私にとっては非常に必要なものです。

役場内の喫煙室は、役場職員並びに外来の方が多く使用する場所です。夏はすごく暑い、冬はすごく寒い。たばこ税は1億2,000万円あります。1億2,000万円というのは町にとって非常に大きな財政だと思います。去年が1億1,000万円、その前が1億3,000万円ぐらいしたしかあったなと。これ、全部町内で消費されているたばこから来る税です。たばこ販売の方も、これだけやっぱり税があるということは商売上も大分プラスになっているんじゃないかなというふうに思いますし、玖珠町役場の喫煙室は非常にほかの自治体に比べてもお粗末じゃないかというふうに思っています。

こう言うと、分煙が盛んに言われていますからけしからんじゃないかという声もあるかもしれませんが、あそこで吸われる方のお気持ちになって、この先、改装を考えているかどうかお聞きしたいなと思っています。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 役場内の喫煙室についてのご質問にお答えしたいと思います。

これまで喫煙者の方々には、役場庁舎のほか、公共施設におきまして分煙のご理解をいただき、ご協力をいただいておりますことにまず感謝を申し上げたいと思います。

喫煙による疾患とか受動喫煙による健康被害に対して年々注目が集まっている状況におきまして、その防止対策、特に不特定多数の人が出入りする公共の場所、駅ですとか商業施設、公共施設などがありますが、禁煙もしくは完全な分煙にして受動喫煙を防止する措置をとるよう努める義務を健康増進法第25条で求められているところでありますが、法的に現段階で禁止ということではございません。しかしながら、今後につきましては労働安全衛生法などで職場の原則全面禁煙化も予定されているところであります。

役場におけるこれまでの対応についてであります。喫煙者に対しましては喫煙場所を設置しなければならないということで、平成13年ごろに、庁舎内での配置ですが、分煙カウンターを購入して町民ホール及び廊下に設置をいたしました。ですが、十分な受動喫煙防止効果が得られないことや住民

に対して見ばえが悪いとのことで、分煙カウンターについては廃棄をしたところであります。廃棄するに伴い、庁舎内に喫煙所として町民ホール横に喫煙室を平成16年度に設置いたしました。また、庁舎の出入り口3カ所と3階の西側ベランダに灰皿設置による喫煙所を設置といいますか、喫煙所としたところであります。

設置に当たりましては、町民ホール横の喫煙室は室内型ではなくて建屋外の外づけといいますか別棟といいますか、自然換気による雨風をしのげる簡易な建物での設置を行ったところであります。議員ご指摘の暑さ寒さの対策につきましては、夏には屋根によしずをかけて、直射日光を遮ったり暑さを少しでも和らげるようにしております。また、冬には発砲スチロール等ですき間をふさぎまして寒さ対策を行ってきたところであります。

新たな場所、庁舎内での喫煙所の設置整備等を含めてのご質問だと思いますが、庁舎の構造で防音庁舎構造のガラスのために換気扇の設置が構造上の問題となって、庁舎内喫煙室の設置は平成16年当時の検討の中でできませんでした。また最近の方向においては、全国的に庁舎、公共施設の禁煙化が推進されてきている状況も認識しなければならないというふうに思っております。結論といたしまして、当面、現喫煙室でのご利用につきましてご理解とご協力をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高田修治君） 12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） 場所をほかに変えろというんじゃないんですよ。今の場所を少し改装したらどうかと。課長、町長、あの中に夏場、冬場、入ったことがありますか。どうですか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 今回のご質問を受けるに当たって庁舎内の喫煙所の場所の確認もいたしたところでありまして、ただいまのご質問のとおり、夏場、冬場の喫煙室での体験といいますか、中に入っている環境は十分承知しているつもりであります。

以上です。

○議長（高田修治君） 12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） 2階、3階、その場所を変えろと言っているのではないんです。外来の来られる今の場所をどうかしないかということで言っているんですけども、大概ほかのところへ行ってもあんなお粗末なところはないです、正直言って。1億2,000万円という大きなたばこ税の重みというものがありながら余りにも軽視しているなど。受動喫煙だとか、それはわかります。ただ、酒による被害というのは余り何も言わないでしょう。今週だけでも相当な交通事故の大きな地位のある方が事故を起こしたり飲酒運転でひき殺したり、いろいろしています。確かにたばこの分煙というのは、悪いこと自体私自身もわかっていてこの質問をしているんです。その分を十分ご理解、検討していただきたいというふうに思っています。ただあそこにつくったからもういいじゃないかというものじゃないかと、これは日隈助役のときにも言ったことがあります。

たばこの問題はそのくらいにしておきまして、3番目に防衛道路の戦車道について質問します。

新しい戦車道が計画されているが、町としてはどう考えるか。

長年、防衛省のほうへ新しい戦車道をつくってくださいということで陳情に参りました。その成果がありまして、大野防衛庁長官のときに調査費をつけましょうということをしていただき、北澤防衛大臣のときにはもう既に計画段階に入っているというふうになっています。新しい戦車道に対する考え方を町長にお聞きしたいなというふうに思っています。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 清藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

防衛専用道路は、ご承知のように平成11年度以降、町と議会が防衛省のほうに、振動とか音につきまして新しい戦車道をつくってくださいということで要請してきているところです。その結果、平成18年度に調査が行われまして、平成19年度に航空写真等実施されてルートが検討されました。その結果を踏まえまして、平成21年度に防衛省のほうから実現可能なルートとして市街地迂回ルートが提示されました。その市街地迂回ルートは我々が要請したところの根本的な解決になっていないと。ある一部の地域は解消されますけれども、また新たなある一部の地域の騒音被害が起こるというようなルートでございましたので、一応、玖珠町議会基地対策特別委員会及び地元の関係者の方をいろいろ協議させていただきまして、現在防衛省から示されたルートは根本的な解決になっていないということで、我々、これはちょっと受け入れがたいんじゃないかということで今返しているところです。

そしてまた、我々としては平成11年度から町と議会を含めて町全体から新しい防衛戦車道をつくってくれと要請しておりますから、これを継続いたしまして、抜本的な解決になるような新たなルートを今要請しているところであります。それについて、正式な答えがまだ来ておりません。正式な答えが来たら、また地元関係者とか基地対策委員会とか議会の皆さんとかいろいろお話ししながらこれについて対応を考えていきたいと、そういうふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 12番清藤一憲君。

○12番（清藤一憲君） 私自身も基地対策委員なのでその辺はよくわかっていますし、防衛の努力も非常によくわかっていますし、できるだけ新しい戦車道が早期にできることを願いたいなというふうに思っています。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（高田修治君） 12番清藤一憲議員の質問を終わります。

次の質問者は、5番中川英則君。

○5 番（中川英則君） おはようございます。5番中川英則です。

本日、一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。

私は、昭和46年から社会人として玖珠町で生活し、41年になろうとしております。私の41年を振り返りますと、若い時代は青年団活動やスポーツに明け暮れる毎日でありました。その時代は青年団、商工青年部、子供の遊びを考える団体等が活発であり、だれもが何かの団体に入り、まちづくりの活動をしていた時代だというふうに思っております。すべての団体は、童話祭や地域の祭りなど、その

中で中心的な役割をしっかりと担い、地域活性化に貢献したものであります。

私は青年団を中心に活動してまいりました。物事を決めるに当たっては議論を重ね、一人一人の考えを尊重する中で進めてまいりました。個人の考えを尊重するために、活動には幅が広く、大変なことも数多くありましたが、個人の考えを尊重することにより、目的を達成したとき人の成長は大きく、次のリーダーとして団を引っ張っていく存在となってまいりました。

青年団の活動は、お祭りに参加するだけではなく、年末には独居老人の方が温かい正月を迎えてもらうために家の清掃をしたり障子を張りかえたり、活動で得た予算の中から独居老人の方へちゃんこを送ったりいたしました。今、町長を支えています管理職の方々も、同様にして一緒に青年団活動や子供の遊びを考える会で童話の里まちづくりに一生懸命かかわってきた方々であります。すべてボランティアであります。今でも土曜、日曜や夜にかかわらずスポーツ等を通じて青少年健全育成に一生懸命かわり、地域や親からの信頼ははかり知れないほどの方々もおられます。町長が玖珠町を離れ活躍していたときに玖珠町を活性化しようとまちづくりを一生懸命考え実行していたのは、町長を支えています管理職の皆さんということを忘れないでいただきたいというふうに思っております。

私は、役場に40年間勤務する中で、7人の町長の下で働かせていただきました。時の町長によってまちづくりの考えは違いますが、どの町長も玖珠町を活性化したいとの熱い思いはだれもが変わらなかったというふうに思っております。ぜひ、朝倉町政になって玖珠町が元気になったと言われるように、チーム一丸となって新しい発想をもって引っ張っていただければというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つ目ですが、平成24年度の予算編成方針についてであります。

現在、平成24年度当初予算編成に向けて、3カ年のヒアリングや予算づくりに執行部を初め職員は日々努力されていることと思います。玖珠町第5次総合計画も朝倉町政のもとで完成し、これから10年間の新しいまちづくりの方向性が決まったわけであります。これから本当の朝倉町政が始まり、まちづくりの力を発揮する基盤ができたというふうに思っております。

そこで、平成24年度に向けた予算編成に向かう考え方、課長等に指示した考えがありましたら聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 中川議員さんの平成24年度予算編成方針についてというご質問でございます。お答えをしたいと思います。

現在、玖珠町では、事務事業、組織機構の見直しの精査、協議を行いながら、より一層の事務改善を進めて行政経費の節減に努めているところでございます。

予算編成に当たりまして、国の財政状況や景気の動向を見ますと、平成24年度は依然として厳しい財政状況が予想されます。具体的にちょっと述べてみたいと思いますが、東日本大震災の復興・復旧の総事業費が19兆円というふうにも言われております。2011年度の1次、2次補正で6兆円、3次補

正で9兆円、今後5カ年間で残り枠として4兆円が言われております。その財源とすれば、11月30日の財源確保関連法の成立によりまして、復興増税ですとか復興債の発行という形で復興の見通しが一応ついたということになっております。

また、国の予算そのもののここ三、四年の動きといいますか、見てみますと、平成21年度、89兆円の予算枠に対しまして税収が46兆円、22年度は92兆円の予算枠に対する税収は37兆円、23年度、92兆円の予算に対して税収は41兆円というふうに、予算バブルといいますか、予算額と税収との差額を赤字国債、税収より赤字国債が大きいというような状況で今の予算が組まれ、国からの地方交付税を通じて地方財政も推移してきている状況です。

平成21年以降、税収が国債収入を下回るというこの異常事態、先ほども申し上げました予算バブルというふうにも言われておりますけれども、赤字国債の発行によりまして、その累積といいますか、国の借金そのものがつい先日の報道等で1,024兆円というふうに報道されて、過去最大を更新して、国民1人当たり802万円というふうにも数字が報道されたところです。

さらに、来年度の予算編成を見た場合に、現在、国のほうで国家公務員給与の特例法案、7.8%の減額で2,900億円の復興財源を捻出するというところで臨時国会に提案されたところでありますが、成立はできなくて、平成24年度通常国会へ先延ばしされたという状況であります。このことは、24年度予算の中において財務省が地方公務員の給与の圧縮による交付税の減額も視野に入れているということも報道されております。総務省と財務省との見解が違う流れの中で交付税の位置づけが今後どう推移するかが非常に関心のあるところです。そのように、国の財政から来る地方財政、平成24年度の予算編成を今後進めていくことになるわけであります。

具体的に、24年度の予算編成におきましては、これまでの手法も踏襲するということで、スクラップ・アンド・ビルドを原則としまして事務事業の総点検を図るなど、引き続き歳入歳出全般にわたって見直しを行うようにしています。また事務事業の実施に当たりましては、必要性、緊急性等について、財政状況を踏まえつつ、費用対効果を経営的な視点で厳しく見直し、検討するようにいたしております。経常経費の部分が予算査定的には財政の担当になりますが、政策的部分については総合計画の3カ年計画を基本に編成を行うということになります。

またその上で、24年度は第5次総合計画の2年目に当たりますので、その計画実現に向けた事業を重点に置くということが主体になりますし、先ほど申し上げました政策事業3カ年計画を踏まえながら事業の選択と集中をより一層推進しまして、規律ある財政運営を堅持した予算編成を行いたいというふうに考えております。

11月1日に全課予算編成方針として通知を出し、担当者会議によって編成事務の説明会を実施し、11月30日に予算要求をいただいたところであります。

以上です。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） ただいま総務課の課長のほうから具体的なことは回答させていただきました

けれども、基本的な考え方といたしまして、玖珠町は286平方キロメートルの中に人口1万7,400人ぐ
らい、その中において少子高齢化が非常に進んでいます。高齢化率が65歳以上が30%、60歳以上が
39%、そういう中においていかなるまちづくりをつくるかということで、先般の繁田議員のご質問の
中でもまちづくりの中でお答えさせていただきましたけれども、基本的には人材を育成、福祉の充実、
そして伝統文化をいかに継承していくか、水路も含めてですね。そしてまちの活性化、農林商工を活
性化する。まちづくりを5年、10年、20年の中において単年度の予算編成はどうするかということの
基本の中において24年度の予算編成ということは現在のように作成させていただいたと、そういう状
況でございます。

○議 長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） 私は行政におりましたので、総務課長、町長の言われたこともよくわかりま
す。

私が言ったのは、やはり次の年に、一般的なことはわかるんですが、何かメインとしたものを一つ
一つつくり上げていく、町長の方針、来年はこういう部分でメインとしていくべきじゃないかという
総体的な流れというのはもうわかっているわけでありまして。そこに町民の方々の何か一つの希望とい
うのか、そういう部分のポイントを私はできれば予算編成の始まる11月の段階で町長のほうから表明
していただければ、この12月議会というのがそういう部分の議論の活性化になるというふうに思っ
ていますので、そういう部分で言ったわけでありまして。ぜひまたそういう部分を考えていただきながら、
まちづくりのほうにつなげていただければというふうに思っております。

次に、一般質問に対する予算の検討であります。

各議員さんたちはまちづくりのために、地域の要望や新しい発想のもと、研究を重ねながら一般質
問を行っているところであります。一般質問の内容には、早急にしなければならないものや計画を
持って実施しなければならないものなどいろいろだというふうに思っております。

そこで、町長にお聞きしますが、平成24年度の予算編成真ただ中だと思いますが、議員が一般質
問等で行った内容を吟味して予算編成に反映する仕組みがあるのかをお聞きしたいというふうに思い
ます。

○議 長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） ただいまのご質問につきまして、予算を担当します総務課としてお答えを
させていただきたいと思っております。

一般質問に対する予算検討委員会等はあるのかというご質問の内容でございますが、今の役場の中
において、予算に関する一般質問のみを検討する予算検討委員会のような委員会は現在ございません。
ですが、議会定例会が閉会した後に、予算が伴うかどうかは別といたしまして、一般質問で行った回
答などにつきまして各課で再度検討を行っております。事後検証といいますか今後の対応、時期、方
針など整理をいたしております。その上で、課長会におきましてその整理されました課題であります
とか改善方向性についての検討を行っております。このことによって、一つの課の課題としてとらえ

るのではなくて、町長以下管理職全員が共通した認識を持つ中で検討を行っていることになります。役場全体としての課題としてとらえて解決していく体制を設けておるということでもあります。

今後は、この体制をさらに充実、発展させて、予算対応を含め施策の具現化に向けた対応をとっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） また付け加えてお答えさせていただきます。

議員の皆様方は住民の皆様のご負託を受けて議員になられていると思います。そして、ここで一般質問されているということは住民の皆さんの声を代弁しているというふうに認識しております。そういう意味において非常に重みがあるというふうに受け止めておりまして、それにつきまして、聞き流すだけでなく、一度課長会のほうでどういうふうになるか再検討しようということで、まだ特別な予算検討委員会というあれはありませんけれども、それはもう前々回ぐらいから指示しまして、皆様方のご意見をどういうふうにまとめてどういうふうに反映するかというのはもう課長会のほうで話しまして、また今後、それを充実いたしまして、やはりまちづくりは執行部だけでなく、住民の皆様の意見を代弁されて負託を受けている皆様方の意見の中でまちづくりはあるというふうに考えていますから、その中において、やはり重要なことだと思って今後とも検討していきたいと、そういうふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） ぜひ、各議員さんたちが一生懸命研究しながら一般質問しておりますので、そういう場をできるだけ設けていただきまして、議会の活性化という部分に貢献していただければというふうに思います。

次に、久留島武彦記念館の建設についてであります。

9 月議会の中で文教民生委員会に陳情第 9 号で付託され、議会全員の賛成で可決された久留島武彦記念館建設であります。この陳情は久留島会会長の佐藤宏子氏が代表として出されたものであります。陳情内容を見ますと、昨年、久留島武彦没後 50 周年の記念式典で、久留島武彦文化賞を受賞された後藤先生、檜葉先生、金成妍先生が久留島武彦翁の遺品の保存に対する警鐘を鳴らしております。私も久留島武彦記念館に行ったときに感じますが、木造の建物で暗く、温度・湿度管理ができておりません。また、町並みが木造の建物で久留島武彦記念館も木造でありますので、童話の里まちづくりの根幹である久留島武彦翁の遺品が消失しなければいいというふうにいつも考えております。同様に、久留島会も同じ考えではないかと推察するところであります。

そこでお尋ねします。今回、第 5 次総合計画をいただきまして、これから 10 年間、玖珠町が進むまちづくりの方向だと思い、読ませていただきました。また、これが朝倉町政の進む方向だととらえております。その第 5 次総合計画の中で、26 ページ、29 ページ、60 ページの内容の中で久留島記念館が謳われております。そこで町長にお尋ねしますが、1 つは今回陳情のありました久留島武彦翁の記念

館の建設、2つ目は現在、久留島記念館にある森藩久留島の資料を含む玖珠町全体の民族資料館、3つ目はわらべの館に展示しています清田義雄先生から寄贈していただいた1万点にも及ぶ清田コレクション、大事な先生が使われていた工具や貴重な白と黒の版画などが現状ではわらべの館に入り切れない状況にあります。当初、清田義雄先生が玖珠町のわらべの館に清田コレクション寄贈しようとした強い思いもあります。すべてを含めてこの課題をどう整理され、前へ進めていこうとしているのかをお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） お答えしたいと思います。

ご質問につきましては、ただいま議員おっしゃられましたとおり、久留島武彦に関する資料、それから森藩に関する資料、さらには清田コレクション、こういったものがすべて単独ではなくて関連しているというふうに考えているところでございます。

まず、現久留島武彦記念館の状況でございますが、議員がおっしゃられましたとおり、今さら申し上げるまでもございませんけれども、貴重な資料の保存に悪影響を与えるような状態にあると認識しております。それから、議員におかれましてはわらべの館館長としての経験もございますが、わらべの館に保管してあります清田コレクション、これにつきましても現在その活用がなされておらず、むしろ放置されている状況ではないか、そういうふうに感じているところでございます。まちづくり推進課としまして、町長より清田コレクションの展示活用方法の見直し、久留島記念館のあり方の検討を指示されているところでございまして、これまで社会教育課と検討を加えてきたところでございます。

現段階では結論が出ておりませんが、いずれにしても現在の置かれている状況が好ましくないという認識で一致しておるわけでございますから、具体的な改善策を生み出す必要に迫られていることは明白でございます。

ここで4月以降の状況を少し述べさせていただきますと、清田コレクションにつきましては具体的な展示場所の検討に入った経過がございます。しかしながら、その点はより詳細な状況を検討しました結果、残念ながら実現までには踏み込めない状態であることが判明いたしましたので、現在、次の候補につきまして資料収集を行っている状況でございます。また一方では、本年8月に答申が出されました中学校の再編問題も看過することのできない懸案でございまして、統合年度は確定はしておりませんが、その校舎跡利用につきましても総合的なまちづくりの中での一つの柱として検討を迫られております。

繰り返しになり申しわけございませんが、中川議員ご指摘の久留島武彦記念館、清田コレクションなどの課題につきまして、現段階で具体的な回答内容をお示しすることはできません。引き続き、関係課との協議を続行させたいと考えております。町として一定の方向がまとまりましたならば各関係者との協議を行うことはもちろんのことでございますけれども、それまでの間におきましても必要に応じて関係者との協議は行ってまいりたいと考えております。

○議長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） 誤解のないようにお願いしたいんですが、清田コレクションは決して放置されていません。清田コレクション委員会というのがありまして、今、小西先生が会長をされておられまして、約十数名の方々にいつも整理しておりますので、そういうとらえ方はしてもらいたくないと思っております。わざわざ清田義雄先生の教え子の方も北九州のほうから来て見ていただいていますし、そういう清田コレクションというのは常にいろんなイベントの中で使われていますし、そういう放置的な部分ではないというふうに思っております。

久留島武彦記念館、清田コレクションと民族資料との部分があります。これはぜひ、まちづくり推進課長が言われたように、清田コレクションの場所を今、指示があつて検討したというお話だったんですが、そういう私は行政が一人歩きするんじゃないかと、こういう記念館も清田コレクションもそうなんですが、やはり久留島会とか清田コレクションの保存委員会というのがきちっとしてあるわけです。そういう方々を入れる中で、将来どういう形に持っていくのが一番いいのかという部分をぜひそういう考えに立ってこれから先の総体のまちづくり的な部分を議論していただきたいというふうに思いますが、その辺についてどうでしょうか、ちょっとご回答をお願いします。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 今の件についてお答えさせていただきますが、基本的には、まちづくりのビジョンの基本的な構想は役場のほうで考えて、その中において関係者の皆様のご意見をお伺いするというほうがいいんじゃないかと思えます。初めから関係者のご意見をいただいた場合、100人の方がおられたら100人の意見があるかと思えば非常にまとまりにくいということにおいて、まず基本的なビジョンは町のほうでつくって、それについて必ずやはり関係者の意見をいただく場がなくては行けない。具体的な例で、森の三島公園のときに子供の公園をつくった場合も、基本的な町の構想を住民の皆さんに提示して、その中で意見を集約して新たにつくって、今非常に利用されているということでございます。

そして、わらべの館については、前回の先日の一般質問の中でお答えさせていただきましたけれども、わらべの館が建ったときの趣旨は、基本的には久留島武彦先生を顕彰して、かつ研究所までを含めてわらべの館を建築する、そういう中において、我々すぐそこに住んでいたんですけれども、そういう認識のもとに立ち退きをしたという状況がありますから、やはり原点に戻って考える必要もあるんじゃないかというふうに認識しております。

○議長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） 原点と町長が言われたわけでありますけれども、清田コレクションをわらべの館に持ってきたという経過があるわけです。時の町長が判断をしておるわけですね。清田義雄先生が玖珠町に寄贈しようとした考えは、玖珠町の童話の里まちづくり、その中心とした核がわらべの館であり、ここに展示していただければ最高の思いである。そのときに言われた言葉、清田先生は、天の時、地の利、人の輪の3条件がそろったところはここしかないと言われておるわけです。そういう

ことの中で、当時の町長、浜田町長ですが、その清田先生の思いに感動してわらべの館に展示しているという経過があるわけです。そういうことも考えながら、原点はそうだったと思います、私も資料を見ますとですね。しかし、過去の時の町長がそういう判断をしているわけですから、そういう部分を含めてやはりきちっとした議論をしていただきたいというふうに思います。

次に、公共施設への省エネルギー対策についてであります。

3月11日の東日本大震災により、福島原子力発電所の被災は多くの方々が家を去らなければならなかったり、家に住めても今までの生活をするために除染しなければ住めない現状にあります。福島の問題から、大きく世の中の流れは原子力から自然エネルギーへと進んでいるのではないかと考えております。特に、9月議会で一般質問がなされましたように、太陽の恵みを生かしたメガソーラーなどはこれからの主流になるのではないかと考えております。

玖珠町では、10年前に新エネルギービジョンを策定し、民間ではありますが、鏡山に風力発電を誘致し、教育現場では森中央小、塚脇小、八幡小、北山田小が太陽光発電を設置し、自然エネルギーを取り入れた環境学習、まちづくりができております。また、伐株山の麓には水力発電所があり、玖珠町は自然エネルギーに取り組む環境に優しいまちづくりへと進んでいると考えております。

町長にお聞きしますが、自然に優しい童話の里まちづくりとして庁舎並びにメルサンホール等の公共施設に太陽光発電を設置する考えはあるのか、お聞きします。

また、この冬、5%の電力削減が言われております。庁舎を含めた公共施設にLEDを含めた省エネルギー対策をとる考えを持っているのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 中川議員さんの只今の庁舎における太陽光発電、LEDの照明の切り替えということで、庁舎を担当します総務課でお答えをさせていただきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づきまして市町村に策定が義務づけられています温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画といたしまして、玖珠町も第1次玖珠町地球温暖化対策実行計画を策定し、この計画は環境防災課環境係が直接の担当であります。その事務事業の実施につきましては、本計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標5%の実現に向けて様々な取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的といたしています。計画期間は平成23年度から平成27年度までの5カ年間で、目標年度を平成27年度としています。

地球温暖化対策の一環として、庁舎での省エネルギー対策では、今年の夏の7月から9月までの間、冷房運転の電気の節電対策を行いました。その結果、目標の15%を超える約16.1%の電力の削減が達成できたところであります。また、メルサンホールでは約7%、B&G海洋センターでは約8%、わらべの館におきましては約21%の電気の削減が達成されたところであります。庁舎では、毎日の取り組みといたしまして、電気のスイッチを状況に応じて適正に操作したり日常的な節電を行って、昼休みの消灯や時間外の不必要な箇所の消灯、利用者がいないときのトイレ、給湯室の電気等消灯して節電に努めているところです。

議員ご質問であります庁舎を含む公共施設に太陽光発電施設の設置についてであります。これまで公共施設において、平成22年度に森中央小学校、塚脇小学校、北山田小学校、八幡小学校の小学校4校に19キロワット以上20キロワット未満の太陽光発電施設を設置いたしております。また、エコ・タウン今村にも太陽光発電を設置して共有施設で利用して、余った電気は売電を行っております。

公共施設で屋根の構造が切り妻屋根であるならば太陽光発電施設の設置は割とスムーズに可能かと思われませんが、本庁舎につきましては陸屋根構造であります。屋上には冷房施設、換気施設、発電施設、無線施設、アンテナ施設などが設置されておまして、太陽光パネルを設置するには、パネルを南向きに設置しなければならないため、その設置するための設備が必要になります。また、それに対して面的に構造物が配置できるか、庁舎の強度があるかなど調査、検査しなければ設置の判断ができないところであります。現時点では、まだその調査は行っておりません。

また、太陽光発電施設はまだコストが高くて、費用対効果においては協議が必要と思いますが、災害時の電力供給や地球温暖化対策に対する行政の姿勢といたしましては取り組んでいくべきだと考えております。国・県の助成制度についても十分調査して、設置についての検討を継続して行っていきたいというふうに思います。

次に、庁舎を含めました公共施設の省エネルギー対策、LEDを含めた照明の切り替えについてですが、今まで数社営業に来られ、説明も受けたところです。LEDの寿命は4万時間とも言われておまして、約10年以上もつと思いますが、電球1本がまだ高く、蛍光灯からLED照明への変更工事の費用が掛かるために現時点での照明の切り替えができておりません。今後、玖珠町所有の街灯は蛍光灯からLED照明への切り替えについて検討すべきだとも思っております。庁舎、公共施設の省エネルギー対策や地球温暖化対策など、照明の切り替えを考えていきたいというふうに思っております。

第1次玖珠町地球温暖化対策実行計画に基づきまして、照明の切り替えとともに、公用車の更新時には小型車や低燃費車の購入、ハイブリッド車の導入、また電気の節電や書類等のリサイクルによるごみの減量化などで、省エネルギー対策と節電対策に努めたいというふうにも思っております。

ちなみに、国・県の補助事業で平成21年度に地域環境保全基金の拡充によります地球温暖化対策の推進による地域グリーンニューディール基金事業の要望を行ったときの見積もりがございますので、参考までに申し上げたいと思います。

庁舎冷房施設につきましては、木質ペレットだき冷暖房システムを導入したときの見積もり額が5,755万5,000円でありました。太陽光発電システムの見積もり額は、庁舎で4,800万円、B&G海洋センターでは4,200万円でありました。また、LEDではありませんが、省エネ照明器具の導入での見積もり額は、庁舎で985万7,000円、B&G海洋センターでは641万7,000円で提出をされております。

ただ、地域グリーンニューディール基金事業の要望について出したわけではありますが、不採択ということで実現には至っておりません。

以上です。

○議長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○５ 番（中川英則君） 庁舎も昭和58年ぐらいから建てたんだと思います。昭和60年4月1日からこの庁舎に私たち職員が入ったんでなかろうかというふうに思っています。もう27年近くなるわけであります。すべての器具関係もちょうど寿命に来ていますし、そういう見直し、それと今の行政がまちづくり的に進めなければいけない部分の中で、やはりこういう環境という部分に素早く、時代に合った部分で対応していくというのが私は大事ではなかろうかというふうに思っております。

これは回答は要らないんですが、先ほども言われましたように、災害のときに避難する場所も太陽光蓄電システムを取り入れ、だれもが避難しやすい、安全と停電のときに不安をもたらない、安心を与えられる避難場所の確保も考えていったらどうなのかなというふうに思っております。極端に言えば、私は八幡でありますので八幡を見ますと、避難場所が今度、多分中学校の体育館になったというふうに思っております。体育館では太陽光が付いておりませんので、小学校のほうに太陽光が付いております。それを考えれば校舎等の中でどういうふうに、空きがあるかないかわかりません。今60名ぐらいに多分小学校もなっていると思うんで校舎も空いているんじゃないかというふうに思います。そういうところに蓄電システムを置けば1日、2日のそういう対応もできるのかなと、そういうのが一つの防災対策になっていくのかなというふうに思っております。

わらべの館もそうですしメルサンホールもそうですし、そういうところを防災の避難場所にしているわけですから、ただ生命だけの部分じゃなくして、そういう明るさも入れて、環境と生命、安心の部分を取り入れてぜひそういうような考え方に立ちながら、臨時的な経費はかかると思います。しかし、これをするによって経常的な経費というのも相当下がっていくのではないかなというふうに思います。

私たちは今まで、いかに経常経費を下げていくかというのも一つの課題であったと思います。こういう部分の中で臨時的経費は掛かりますけれども、経常的な経費をずっと下げていくためにはこういう部分、時代に合った部分で取り組んでいくのも一つの手ではないかなというふうに思っています。

次に、玖珠町による太陽光発電システム普及助成事業の実施についてであります。

全国では、国・県が実施する太陽光システムの助成事業を自治体でも取り入れ、国が進めていますCO₂の削減を含めた環境に優しいまちづくりが進められているというふうに思っております。

大分県でも、隣町であります日田市を初め、中津市、杵築市が独自の助成制度を実施しております。補助内容を見ますと、国が1キロワット当たり4万8,000円で限度額が48万円であります。大分県が3キロワット以上で1件当たり10万円、日田市が1キロワット当たり3万円で限度額が9万円、杵築市が1キロワット当たり5万円で限度額が15万円、中津市が1キロワット当たり3万円で限度額が10万円となっております。九州管内でも、福岡県が18市町、佐賀県が4市町、長崎県が6市、熊本県が23市町、宮崎県が5市、鹿児島県が6市と推進をしております。

玖珠町も、玖珠町環境基本条例の中で玖珠町環境保全の日や保全月間を制定する中で、環境を意識したまちづくりが進んでいるというふうに思っております。今まで浄化槽の補助制度や生ごみ処理機の補助制度などを推進し、環境のまちづくりでは一步一步進んできているというふうに考えておりま

す。今回提案した太陽光発電の助成制度も、浄化槽補助制度と同様に玖珠町補助金交付規則の定める要綱で制度をつくっていただければよいのではないかというふうに考えております。

日田市の助成制度も補助金規則に定める要綱で実施しておりますし、1年間の補助件数を限定すれば大きな金額にはならないというふうに考えております。ぜひ、新たなまちづくりとして、各県の市町が実施しています太陽光発電システム普及助成事業を実施していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） ご質問にお答えいたします。

環境問題を含めましたエネルギー問題につきましては、技術革新や電力に関する社会システムの改革あるいは省エネルギーを主とするライフスタイルの見直しなど、行政、住民、事業者がともに取り組むべき重要な課題であります。

東日本大震災により、政府は脱原発依存を掲げて、エネルギー基本計画を白紙から見直すという方針を提示しました。更には、太陽光、風力発電などの再生可能エネルギーと省エネルギー社会実現を二本柱とする意向も示されております。太陽光発電を含む新エネルギーは、地球温暖化対策という所期のねらいよりも原発依存脱却の面から重要性が一層高まっております。このような状況の中、自治体においても本腰を入れて、環境施策を包括した中での新エネルギー利用を促進すべきだと考えております。

さて、一般的に言われています太陽光発電システムの長所といたしまして、システム構成が簡単で小規模であることから住宅用に最適なこと、太陽エネルギーを直接電気に交換するので、熱したり回転したりする発電機が要らず、安定的で故障の少ないエネルギー変換機であること、昼間に発電することで電力消費ピーク対策に寄与すること、災害等による停電時の非常用電源となること、個人で電気を作ることから節電意識、ひいては環境意識が向上することなどが挙げられます。また短所につきましては、価格が他の電力源に比べて現在のところ高く、初期投資が平均的な家庭での設置容量3.5キロワットで約210万円と負担が大きいこと、発電量が天候に左右され不安定であること、屋根の美観を損なう可能性があることなどがあります。

国・県、他の市町村の助成内容につきましては、議員が先ほど述べられたとおりであります。

また、平成21年11月より新しい買い取り制度が導入され、太陽電池を使って家庭でつくられた電力のうち、自宅で使わない余剰電力を1キロワット時当たり42円で電力会社に売電することができるようになりました。これにより、太陽光発電システム導入に係る費用も約15年から20年で回収できるようになったと言われております。

ただし、この買い取りコストは電気料金にはね返り、すべての電気を使用する方々によって負担する制度です。電気の使用による料金負担は全町民であること、住宅用太陽光発電の設置が様々な条件により平等でないことなどが考えられ、町単独の助成についてはこれまで検討段階でありました。しかしながら、冒頭に述べましたエネルギーに関する状況などから、平成24年度策定予定の新たな玖珠

町環境基本計画において環境政策の重要な課題の一つとして位置づけ、国・県の助成制度を調査し、計画的に太陽光発電の普及に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） ぜひそういう新しいシステムを取り入れていきたい。そんなに大きなお金が掛かるわけじゃありません。町長がよく、いつも玖珠町は非常に自然に恵まれている環境のいいところと言われていますように、やはり自然エネルギーも含めてそういう部分に積極的に取り入れていただきたいというふうに思っています。ぜひ町長には、先を見据えた新しいソフト、ハードを含めて事業の展開を進めていただきたいというふうに思っております。

以上で一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高田修治君） 5 番中川英則議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。午後 1 時から再開いたします。

午前11時31分 休憩

△

午後 1 時00分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、4 番石井龍文君。

○4 番（石井龍文君） 4 番石井龍文です。前回に引き続き、今回も発言の機会をいただきまして大変ありがとうございます。ただ、質問の内容が非常にアバウト過ぎたことは執行部に対しまして非常に申し訳ありませんでした。今後は具体的な内容を提示しながら質問していきたいと反省しておりますので、どうぞお許し願いたいと思います。

3月11日の東日本大震災の発生による津波で未曾有の被害が発生し、今、復興がどんどん進んでおります。年末を迎え、寒さ対策も大変になってきており、被災者には心よりお見舞いを申し上げます。

産業建設委員会では11月に宮城県仙台市に研修に行きまして、仙台空港近辺の海岸沿いを見まして、海岸沿いに大量に積まれた瓦れきの山、水田跡にはいまだに船や車などが散乱し、住宅にも津波の跡が大きく残っており、人が住んでいる状況ではないような状態でありました。しかし、こういう構造的な被害は時間と労力で復興はできていくと思います。しかし、原発事故においては放射能汚染が目に見えない恐怖として今後も何年先になるかわからない不安を多くの国民に抱かせておるのは、私などこういう遠くにおる人間でも非常に不安に思っております。

大分県でも二、三日前ですか、放射能の検査に引っかかる部分が出てまいりました。農産物で一回一回検査をしながら出荷をしなければならないというような状況で、米、牛乳、ミルク等に放射能が出るということは非常に国民にとっても不安な材料がいっぱいだと思います。農産物を輸出すればいいじゃないかという部分もありますが、輸出先で一回一回全部検査をされて、非常にスムーズに相手先に届いていないのが現状じゃないのかなという気がしております。

そういうことも踏まえまして、今回の本題であります、大きく2点のことについてお伺いします。

T P P 参加については政府が非常に前向きな検討を始めています。これは、農業界にとって非常に大きな影響になってくると思われております。玖珠町議会においては、昨年12月にJ A よりの請願で議会決議がなされまして反対が提出されております。非常に私としてはうれしく思っておりますが、他の農業関係機関もこぞって反対運動を起こしている中、法人経営や専業農家は輸出の対応もできる人たちもいるかもしれませんが、非常に玖珠町の中でも小さい農家はそういう部分にはできないと思います。

そこで、生産者はどうしても農協に生産物を持って行って農協で販売していただく、そういう体制が今までの体制であります。ただ、今の農協の体質も、合併後あたりになって指導販売力がちょっと落ちて金融や共済に力を入れているような、農家のための農協から金融業者的な部分が否めません。それでも農家は安心・安全なものを作って農協に持って行って農協でやっぱり扱ってもらわなければ、自分たちで販売することはできません。

また一方、行政は町民を守る、幸せな生活が送れるための環境づくりが基本理念だと思いますが、少し疑問に感じる部分があるのでお伺いします。

前回私が質問した中で農業対策については、担当課長から具体的な説明を受けて、十分に行っている回答をもらいました。しかし、この点が一番気になるんですが、こういう直接的な質問をしていいかわかりませんが、どうもずっと私の気持ちの中にひっかかっているんですが、町とJ A のトップとの意思の疎通がうまくいっていないのではないかと非常に気になっておりますので、その点をお伺いします。町長をお願いします。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 意思の疎通は基本的にできているというふうに私は認識しております。

○議 長（高田修治君） 4 番石井龍文君。

○4 番（石井龍文君） 特になければ非常に安心です。ただ、トップ同士が本当に農民の気持ちになり、肩を寄せ合って同じテーブルで知恵を出し合い、今後の農家のためになるような政策を願ってやみません。

そこで、参考としてちょっとお伺いします。今年の農業祭の予算についてとその効果、それから里山まつりの予算とその効果について、これは担当課長でもいいんですが、お願いします。

○議 長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） お答えいたします。

農業祭の予算についてでございますが、本年は100万円の補助をしております。

効果等については、現在、農協のほうが事務局を持っております。来場者数、その他効果については、現在まだといいますか、最終的な報告会は持たれておりませんので、この場でははっきりわかりません。

里山まつりでございます。里山まつりにつきましては、本年度は125万円の補助を出しております。

入場者数につきましては、記憶の範囲におきますと、あす実行委員会の最終的な会議がございますが、約3,000人と、町内、町外がありますが、そのうち町外の方が、福岡方面の方が多いんですが、約700人ぐらいあったと思いますが、確実な数字はちょっと今手元にありません。

以上です。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） ありがとうございます。

町長が今議会の最初に諸般の報告の中で農業祭について触れておりませんでした。この件についてお伺いします。どうしてでしょうか。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 別に他意はありません。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） 落としておったんならどこかで付け加えてもらいたいという気はしますが、いつもずっと、今回私が議員になりましてもう半年過ぎましたが、いまいち町長のまちづくりのビジョンというのが見えないような気がしております。もう少し、5カ年計画の中に組み込んであるということであればそれはいいと思いますが、今日昼前の総務課長の回答の中に、攻めの政策であり、民間との連携を強化しながらやっていくという答弁もありました。特にJAとの共存は、これはぜひともうまくやってもらいたいと希望しております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点お伺いします。

畜産公社の件ですが、昨日、宿利忠明議員の答弁の中で問題点はないということでしたが、一部どうしても気になる部分がありますので再度お聞きします。

第3次答申の中の2番の内容について町長にお伺いします。

○議長（高田修治君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 畜産公社の関係で答弁をさせていただきます。

第3次答申の2番目というようなことであります。

第3次答申の2番目をちょっと読み上げますけれども、大分玖珠町農協は、借入金利息について、平成19年総会の時点（平成5年3月31日）で凍結し、公社を解散時にこれを欠損金処理するというふうな内容になっております。これは、玖珠町農協のほうで公社を解散したときに欠損金処理するというふうな内容になっております。農協のほうでこの答申に基づいて適切な処理がなされるというふうに考えております。

実際にこの欠損金処理については、ちょっと具体的に申し上げますと、備忘価格として未収利息1円を備忘計上している残りの部分については既に欠損金処理がなされております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） 今、備忘価額、欠損処理をしているという、これはもうJAの問題で、ここ

はいいんだと思いますが、先ほど農協が解散すればという意見であります、組合員は2名であります。両者協議の上の解散でないで解散にならないのではないかなと思います。

○議長（高田修治君） 太田副町長。

○副町長（太田尚人君） 今、議員仰せのとおりで、社員が2名というふうなことであります。4分の3以上の議決をもって解散するというようなことであります。この分については、先週の金曜日に宿利議員さんのほうにご回答申し上げたとおり、農協側の同意がないというようなことで解散に至っておりません。

第2番の答申は解散した後で欠損金を農協が処理するというようなことで、これは農協の議決機関、理事会なり総会の手続を図って処理をしていただくというふうな内容であります。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） 詳細がわかりましたので、この件については終わります。

次に、認定農業者と集落営農の関係についてお伺いします。

国の施策で、自民党の時代からですが、認定農業者制度ということを謳ってきまして、農地集約して大型化を進め、国の農業を認定農業者で支えるんだという方向でありましたが、近年、高齢化に伴い集落営農を進めてまいるようになってきました。この中で、認定農業者が土地を集約して経営し、受託作業等を進めている農家があるんですが、集落営農を進めるとどうしてもその集落に認定農業者が入り込めない。例を言いますと、田おこし、代掻き当たりが1万3,000円でできているところは集落営農内であれば8,000円とか9,000円でやってしまう。稲刈りにしても、1万6,000円が農協の規則ですが、もう1万円以下で集落営農でやると。この差額の6,000円が取れなくなれば、もう認定農業者は受託作業には出向けません。

それからまた、利用権設定をしている農地についても、その集落で取りまとめるようになると取り上げられてしまう。言い方が悪いんですが、せっかく借りておった土地も集落で管理しますということで、返してくださいと言われてしまう。過去には、担い手助成という形で受託作業を進める、これは、農機具の重複を防ぐためにも農家の負担をなくすためにも受託作業を増やして農家負担を減らそうという目的のためで、稲刈りについては反当たり3,000円、これは県費であります、受託作業者に補助金が出ておりました。ところが民主党にかかわって戸別所得補償などに転嫁されまして、こういう部分がなくなってまいりました。これにかわるようなものが今後できないのか、農林課長にお伺いします。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） お答えいたします。

その前に、先ほどの里山まつりの入場数、一応、受付で清掃協力券を1枚購入していただきました。家族の中には4人、5人で来ても1枚しか買わないという方もおられます。購入券の数が871名であります。概ねこれの3倍を入場数と換算したときに全体で、先ほど3,000人と申しましたが、2,600人ぐらい、2,613人になります。券が871枚出ておりますと、県外につきましては67名、無記名で名前を

書かない方もおられましたが、書いた分だけで67名、町外が156名、これを3倍にしますと669名の方が町外から里山まつりのほうに来ていただいております。実際はまだ多くあったと思うんですが、以上であります。

今のご質問でございます認定農業者と集落営農の関係についてでございます。

認定農業者は意欲ある農業経営者であり、本町の農業振興の重要な担い手でもあります。また、高齢化する集落においては農地の集積や農業者の受託、耕作放棄地の解消など地域農業の中心的役割を果たしております。今後、認定農業者は、集落内においては集落営農組合等を組織し、大規模な農地集積を行うことにより、低コストと高品質、高収益、農作物のブランド化を図り、高付加価値の農産物を販売することが重要だと考えております。

しかしながら、地域において認定農業者に集積していた農地や農作業受託が先ほど言われました集落営農組織ができることにより組織に移行し、認定農業者としての経営に影響が出てくることも事実でございます。集落営農組織については、組織しようとする地域、集落が将来に危機感を持って取り組むことを考えれば、双方、認定農業者と集落営農組織が地域農業のよりよい方向性について協議をしながら考えていただきたいというふうに考えます。

先ほどの担い手の加算についてでございます。

平成16年度から始まった水田農業構造改革対策事業で実施された産地確立事業の担い手加算助成金であると思います。担い手への農地の利用集積を推進し、農業者の規模拡大を図ることを目的としています。対象者は玖珠九重地域水田ビジョンに明記されている担い手、認定農業者や農作業受託組織等でございます。玖珠九重地域水田農業推進協議会が定める作業受託契約に基づき、水稻であれば5ヘクタール以上の収穫作業受託を行った場合に10アール当たり、1反当たりですが、先ほど3,000円と申しましたが2,000円であります。平成19年度から4,000円に上がったということでありまして、平成21年度で終了しております。これについては、国の事業ということで国のほうから助成金が出ておりました。22年より農業者戸別補償制度に事業が変わりました。全体的な予算の削減の中で、水稻の助成、品目助成のほうに作付をする方に補償金のほうが自動的に動いていったということでありまして。

町につきましても、独自の計画というのは現在考えておりません。県など関係機関とまたこれは協議する必要もあるかと思いますが、現時点では、国の事業でありましたので、単独では今は考えていないということであります。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） 何とか、県とも協議して、少額でも復活できる内容があれば検討したいと思います。

それからもう一つ、ビジョンの中の83ページの5の1の2の農産物の振興の中で水田産業の振興については受託組織という文言がありますが、現在、受託組織はもう活動していないような状況があります。これについては、今後もうちょっと調べてもらって、組織を再び立ち上げるかどうか、そこら

辺は検討していただきたいと思います。

5カ年計画の中には非常に前向きな内容が沢山盛り込まれております。特に、何度も申し上げます、J Aとの連携を密にして、農家、農民のためになるよりよい政策を期待しております。農産物をうまく売って、また観光ともタイアップして、地産地消も必要ですが、私が一番思っているのは地産外商です。玖珠の物を町外に売って町外収入を得ることが町の収入増につながるという私は信念でおります。今後とも農業政策には大きな期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

非常に短いですが、これで質問を終わります。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文議員の質問を終わります。

次の質問者は、9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番秦 時雄でございます。

本年もあと余すところ2週間余りとなりました。私たち、本年4月には町会議員という選挙、町民の審判を受けて現在ここにあるわけであります。その前に大きな東日本大震災もありまして、本当に慌ただしいこの1年であったかと、私たちそういうふうに思っております。とりわけ私たち議員は町全体の、どうしたら玖珠町がよくなるか、どうしたら玖珠の町民が安心して暮らせる町になっていくか、そしてまた、個々の町民の様々な意見を聞く中で、それを一つ一つこういった議会の場でぶつけて少しでも前進させる、そしてまた、それが町民の皆さんの負託に叶うように議員としての役割は本当に大きいと、私はそういうふうに思っております。

これから、大きく項目3点についてご質問させていただきます。

まず、第1は玖珠町の成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種事業についてであります。

この事業につきましては、昨年の11月から本町は肺炎球菌ワクチンの助成事業を実施しております。本町の助成事業の対象者としては、基礎疾患を持っている方、しかも二十歳以上という、全国的に見ましたらこれは非常に特異な事業の仕方ではないかと私は思っております。これはこれで私はすばらしい、こういった疾病予防対策に向けた第一歩が踏み出されたのかなと、そういうふうに思っております。

これは毎回、今回で6回目ぐらいの肺炎球菌ワクチンの質問でありますけれども、聞くところによりますと毎年10万人の人が肺炎で亡くなっておられるということでもあります。病気をされて最終的には肺炎で亡くなった、ほかの病気で医者にかかり入院されていたけれども、最終的には肺炎で亡くなる方が非常に多いということでもあります。特に高齢者、先ほど言ったように心臓病とか糖尿病とかそういう疾患を持っている方々が肺炎にかかる就非常にな重くなって、その確率が非常に高いということでもありますし、インフルエンザに感染した高齢者、もうインフルエンザの流行、普通のインフルエンザと聞いております。昨年みたいな何型という特異なインフルエンザじゃなくして、とにかくこれからまたインフルエンザが流行ってきますけれども、インフルエンザに罹って、その後肺炎を併発して亡くなるケースもある。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌によつての感染症の80%にこのワクチンを打つと効果があると言われております。これによつて全国の自治体も取り組んでおります。最近は、

全国的には高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種事業というのはかなり増えてきているのではないかと
思っております。

それで、本町は20歳以上の基礎疾患を持っている方からこのワクチンの接種の補助事業が受けられ
るわけですが、全国を見ますと65歳以上の高齢者ということですね。基礎疾患を持っていると
か持っていないとかそういう自治体もありますけれども、ほとんどは65歳以上の高齢者を対象として、
自己負担は1,000円から3,000円が多いということであります。本町は3,000円でありますけれども、
その中には、最近は全額を公費で賄う自治体も出てきております。北海道のせたな町、早くから取り
組んで、もう全額負担をやっている町もありますし、最近でもそういう町で肺炎球菌ワクチンの完全
に自己負担なしということでやっているところが出てきました。

このことは、今、国民健康保険の給付費が上昇し続けております。我が町もそうであります。国民
健康保険税に関しましても、保険の給付費が上がることによって町民にその保険税を負担していただ
かなくてはならない。それによってだんだんこの給付費が上がっていく、町民が大変負担になって
くる。今年4月から国保税が上がりました。来年もどうなのかなと、今そういうふうに検討されてい
るということでもありますけれども、これらの対策として高齢者の病気の重篤化を防ぐためには、これ
からは疾病予防に重点を置かなければならない、そういう状況にあるのではないかと考えております。
玖珠町も同じ状況にあると思います。

そこで、本事業が昨年の11月1日より開始されて、これまでの接種された人の人数と高齢者の
病気の給付費、医療費についてどのような変化があったのか、お聞きしたいと思います。1年という
短い中ではありますが、その中で給付費がこれを打つことによってどうなったのか、当然、国保
全体から見れば給付費は上がっておりますけれども、高齢者の本接種事業の人数と、その接種と給付
費の関係というのが目に何か見えるものがあつたらお伺いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

おっしゃるとおり、予防には予防接種等のワクチン接種が有効であることは間違いのないことであ
ります。平成22年11月から成人用の肺炎球菌ワクチンの接種を始め、最初に取り組んだのは緊急に必
要とされている基礎疾患を持っている方たちを対象としました。この接種者数は、昨年度は237人で
した。この内訳を見ますと、やはり慢性呼吸器疾患のある方が38.7%、心不全が20.3%、次いで腎不
全が13.2%、コントロール不良の糖尿病の方が9.4%となっておりまして、やはり呼吸器疾患には有
効であるということで、また近々のワクチン接種であるということで医師会のほうが積極的に推進し
ていただいて、また、ご本人さんたちも希望されて受けられております。

接種者の年齢を見ますと、80歳代の方が最も多くて41%、70歳代が30%、次いで60代で13%、その
他となっております。

現在、今年に関しましてはまだ接種中ですので、統計的なものはちょっと控えさせていただきます。

ただ、医療費の関係につきましてお答えしますと、医療費は、先ほども秦議員さんがおっしゃられたように、肺炎球菌だけの肺炎の疾病統計になっておりません。肺炎に罹患した人たちの中には、おっしゃったようにインフルエンザ等のウイルスによるものとか、それから肺炎球菌と同じ細菌感染、それから非定型といいまして、よく耳にするのはマイコプラズマ、そういう種類の細菌ウイルス非定型、それからほかの肺の機能疾患を持っている方が老衰等の肺機能の低下によって肺炎を起こすという状況もありますので、それらすべてが肺炎と称して統計上は処理されるんです。去年と今年、今年はまだ出ておりませんので何とも言えないんですが、5月定点で見ますとそう変化はございません。ただ、年間通しての医療費の統計がこれからどのような傾向になるか、また、同時進行でインフルエンザの助成を高齢者はしておりますので、その1年統計から数年統計を比較して推移を見ていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 先ほど課長が言われたように、肺炎球菌にかかる方はその中で40%であるということを聞いています。しかし、確かにほかの菌によってそういうことになることもありますけれども、現実的に肺炎球菌ということで、その40%のうち80%が接種をすることによって有効ということになっております。

そこで、昨年度、11月1日から3月31日まで237名の方が接種をしたということで、今年の1月1日から今日までというのはまだ数字が出ていないということでよろしいんでしょうかね。

それで、先ほど言いましたように医療費がずっと国保に関しては伸びておるわけです。ですから私は、ここでは中途半端に、中途半端という言い方も悪いかもしれないんですけども、できれば例えば70歳とか75歳以上の高齢者に対してはこの接種を行っていただきたいし、接種をしていくことが医療費の抑制になるんじゃないかと、私はそういうふうに考えております。これが1年とか2年とかそういうスパンでどうなったかということとは言えないとしても、これは大変大きな効果があると私はそういうふうに見ております。

その対象者の拡大、先ほど言いましたように、私は一般質問の通告の中では75歳以上の高齢者の方を全部対象とすることは本当に大事なことでありますけれども、70歳にしても大事であります。今商売をやっている20歳以上、成人の基礎疾患を持っている人と、そして70か75歳以上の町内に住む高齢者の方を対象にして行ったらどうかということでもありますけれども、その件について伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 医療費は出ていないと言いましたが、動向を見てまいりたいと思いますし、ワクチンに対する有効性というのはもう出されていますので、その通りにしようと思っていますので、その点は別に否定しているわけではございません。

年齢は、先ほど言いましたように80以上の人が大方を占めるんですね。尚且つ基礎疾患が一番重要

であることはそのままです。来年度はポイントにおける接種のあり方というのを今検討している最中でございます。ですから、基礎疾患プラス高齢者のポイントの年齢に対する接種を今検討しております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今、課長のほうから来年度も4番目の本事業は今後継続されるのかということとありますけれども、もう一度この件に対して伺いたいと思います。

そして、肺炎球菌ワクチン接種事業について町長にちょっとお聞きしたいんです。それは、疾病予防対策としてこれから非常に重要になってまいりますけれども、これからの予防接種の枠を例えば70とか75以上の高齢者の方も対象の枠の中に入れるという、そういうお考えというか、これからの町長としての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 今、秦議員のご指摘についてでございますけれども、ご承知のとおり、医療費にかかわる問題は国保にかかわらず、共済にしても一般民間企業の健康保険にしても非常に重要な問題で、医療費が枯渇しているという状況です。その中において一番大事なものはいかに予防するかということで、玖珠町のほうも予防をどういうふうにするかというのは重要な課題として考えています。

年齢的なものにつきまして、じゃ何歳からということはここで今お答えをちょっとできませんし、いろいろ担当課と検討しながら年齢のことについては考えてみたいということで、何歳からどうするか。予防については、もう全く医療費をいかに抑えるかという点は同じ考えで、そういうふうにする場合はどういう方法でできるかというのを考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今、町長のご答弁がありましたけれども、本当にそこら辺、疾病対策、今後とも重点を置いて取り組んでいただきたいと、私はそういうふうに思っております。

続きまして、玖珠町特定健診についてであります。

平成24年度特定健診受診率65%達成の取り組みということであります。今回は、国は特定健診、そして特定保健指導についての受診率を平成24年度までに65%の達成目標を掲げております。目標達成ができなければペナルティーを科して、75歳以上の方の後期高齢者医療制度の加算を義務づけられております。この特定健診受診率の達成の取り組みについて伺いたいと思います。

来年、あと1年で65%の受診率の達成、これ大変なことだと思うんですが、あと来年度だけ、その期間でどういうふうにしてこれを達成していくのか、その取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 村口住民課長。

○住民課長（村口和好君） それでは、お答えをしたいと思います。

24年度の特定健診受診率65%、非常に厳しい数字であります。達成の取り組みということについてであります。

健診は、40歳以上75歳未満の国民健康保険、それから健康保険組合、共済組合等々の医療保険の加入者と、その扶養者全員を対象にした健診であります。その実施主体が各医療保険者となっております。玖珠町では、国民健康保険に加入している40歳以上で75歳未満の方、約3,900名おります。3,900名を対象に特定健診を実施しております。実施に当たりましては、玖珠町の総合健診事業に執行委任をして実施しているところであります。

特定健診では、メタボリックシンドローム、これ内臓脂肪症候群ですが、この予防に重点を置いた検査を行い、その早期発見により生活習慣病を予防することを目指しております。玖珠町での平成22年度の特定健診受診率は36.6%であります。平成19年度に策定しました町の特定健康診査等実施計画の目標値では平成22年度は55%となっておりますので、この値に届いておりません。そこで、平成23年度、今年度より特定健診の受診料を無料にして受診率の向上に努めているところであります。しかしながら、23年度の目標値60%、これは人数にすると約2,340名であります。11月末日で受診者数が約1,400名にとどまっております。このまま推移すると、最終的な受診率は38%前後になることが予想されます。このままでは計画目標に及ばない状況であります。

先月、11月18日に、これは23年度の健診の申し込みをしていない方1,895名に、より受診しやすい環境整備のためのアンケート調査を現在実施しているところであります。この結果を早急にまとめて24年度の実施に反映させたいと考えております。また、24年度総合健診事業の説明会等で保健委員の方に特定健診事業の周知を行う予定にしております。

それから、年々増加しております療養給付費に対して医療費の分析を県国保連合会に特別に依頼したところであります。医療分析は、22年度に国保連合会が県下で1人当たりの医療費が高い津久見市、それから津久見市と人口規模の近い日出町で実施をしております。平成23年度、玖珠町もぜひ実施をお願いしたいということで、町長のほうからも特に強く要望して実現したものであります。その結果報告を今月の16日あと二、三日後に分析結果の報告をいただくようになっております。これによって町の医療費の動向が把握できるものと思われれます。今後は、その情報、それから分析結果を広報くす、それから自治文書等々で周知するとともに、生活習慣病対策に力を入れた被保険者の健康増進活動を積極的に行い、年々増え続ける医療費の抑制に努め、安定した国民健康保険の運営を目指していきたいと現在のところ考えているところであります。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○ 9 番（秦 時雄君） 先ほど課長の答弁で、国保で健診を受けていない方が1,895名ということでよろしいんですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○ 9 番（秦 時雄君） それで、私も毎年健診を受けております。来年度、24年度中に65%を達成で

きない場合はペナルティーがつくということで、もしこのままいけば、ちょっと私は中のペナルティーの科し方に対してはよくわからないんですけれども、仮に65%を達成できなかった場合には、要するに後期高齢者医療分の支援金、国保からいっていますよね。その分はどのぐらい増えるんですか。

○議長（高田修治君） 村口住民課長。

○住民課長（村口和好君） 厚生労働省のほうの施策でありまして、今のところ確定ではないということで県の担当者のほうからは説明を受けておりますが、今、議員さんがおっしゃられたような形で推移するということになれば、その支援金の額がおよそ10%前後になろうかと思っております。現在、玖珠町での支援金ということの10%ということになれば2,400万円ぐらいになろうかと思っております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 先ほど課長から、達成できなかった場合その支援金が2,400万円増えるということで、本当にこうなった場合、非常に厳しいなと思うわけでありまして。町の特定健診というチラシの中にも、これが増えますよということが書かれております。非常に私もこれ心配しております。

そこで、本来はこういった健診というのは自分のためにあるんですけれども、その目的が受診率の目標達成ではないんですけれども、健康を維持するための健診であるわけでありまして。しかしながら、具体的に来年度に65%達成できなかった場合のペナルティーが科せられるということになっておりますので、それじゃ町としてどういう取り組みを行うかということは先ほど課長から説明がありました。2,400万円というかなりの金額になります。これは考え方の一つだろうと思うんですけれども、例えば国民健康保険の加入者がもし来年度受診をした場合、受診をしていただいた、いただいたという言い方は……。そういうふうになるんですけれども、何か景品を付けるとかそういうことも考えられませんか。ざっと計算して、仮に具体的に2,000円の景品を付けたとしても1,000万円以下でできるわけです。それらを考えるとそういう方向で行うことも一つの方策なんではないかということなんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（高田修治君） 村口住民課長。

○住民課長（村口和好君） お答えの前に、先ほど議員さんがおっしゃられました1,898名にアンケート調査を出したということでありまして、これ未受診者ということではなく、受診の申し込みが8月10日時点までになかった人、そのほかに申し込みをされた方は当然おりますが、その中でも健診を実際に受けていない方もおりますので、そこら辺の把握がちょっとできづかったので、とりあえず今回のアンケートについては第1回目の受診の申し込みのなかった人を対象に調査をしております。

それから、先ほど受診した方に景品をということでありまして。全く考えていなかったような状況であります。ただ今年度、先ほどご説明したように、健診の受診料、昨年までは自己負担1,700円いただいておりますが、今回はそれを無料にしたということもありまして、それも一つ若干伸びる要素にもなるのではなかろうかというような形で考えておりますので、今のところ景品でというような、

具体的にそういった形の考えはないということです。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） あの手この手ということで、できるだけ多くの町民の方が理解すると。景品を出すというのは余りよくないことかもしれませんが、それによって総合健診の重要性というのを健診を受けられた町民の方が理解していただければ、これは大変プラスになっていくんではないかと思っております。

本年度の受診率が38%ですね。これはもう決まったんですね。

〔「まだ正式には」と呼ぶ者あり〕

○9 番（秦 時雄君） およそ38%ぐらいなということでありますね。でありますので、とにかく本町にとって支援分の10%増額というのが本当に実施されるということは大きな金額になりますので、今後とも予防の達成の取り組みについていろんな方策をしながら、多くの町民が受診できるように取り組んでいただきたいと思います。

2 番目については終わりました、3 番目の脳脊髄液減少症についてであります。

皆さんは、脳脊髄液減少症という耳なれない言葉で、初めての方もおられるかと思っております。ちょっとどういうものか説明させていただきますと、脳脊髄液減少症という病名、この病気は、交通事故やスポーツ障害などで体に強い衝撃を受け、脳と脊髄を循環する脳脊髄液が髄膜の弱い部分から慢性的に漏れ続けるという病気であります。大脳や小脳の位置が安定せずに、また神経から引っ張られることによって激しい頭痛、吐き気とか目まいとか視力の低下、そして睡眠障害や思考力の低下とか、そういった様々な症状があらわれる病気であります。国内には30万人の患者がいると言われておりまして、潜在的には病名を知らずに苦しんでいる方が100万人を超えと言われております。

10年前にこの病名が認知されるまでむち打ち症と診断されることが多かったようでありますけれども、しかし現在では、病気の治療法として、血液が固まる性質を利用して自分の血液を注射器で注入して髄液の漏れを防ぐブラッドパッチ方式という治療法が可能となっております。この治療方法によりまして約7割の方が回復しているそうであります。

この検査費用につきましては現在、保険が適用されているようであります。また治療については保険が適用されていないために、治療入院しますと1回に10万円から30万円掛かるそうであります。脳脊髄液減少症の方は、治療すると1回では済まない、2回、3回、4回とかかると言われております。これが全額個人負担となって、経済的にも大変に困っているのが現状であります。

そこで、診断、治療が可能な医療機関が大分県内にもごくわずかございます。医療機関でも、医師の経験やこの病気の知識がないと見つけられないと言われております。外見は健常者と変わらないことが多いそうですが、職場や学校など周囲から理解されずに悩み苦しんでいると聞いております。

さて、平成18年11月に、脳脊髄液減少症患者支援の会というのが全国にあります。大分県にもあります。その支援の会が全国の学校現場で適切な対応を求める要望書を、平成18年ですから時の自公政

権のときでございます。そのときに文部科学大臣にそれを提出をいたしまして、それを受けて文科省は平成19年6月に、幼稚園から大学に至るまで全国の都道府県の教育委員会を通じて各学校教育現場に、脳脊髄液減少症と思われる症状を訴える生徒が出た場合、安静などの適切な対応をとるなどして、病院にて診察を受けるように指示されるなどの周知が行われております。

平成18年といいますと、このときは小林町長の時代でありますし、ここでずっと執行部の方を見渡しますと、その当時おられた方はほとんどいないと。もちろん学校教育課長はほかの課におられたんじゃないかと思います。教育長ももちろん定年退職されておられない状態でありますので、そういう中でありますけれども、実質的に文科省から平成19年6月に本町の幼稚園から小・中学校に対してその周知を行っておりますけれども、教育委員会関係者より各学校に脳脊髄液減少症について周知されたのか、これをまず1点聞きたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 議員の質問にお答えします。

議員も言われましたとおりですが、脳脊髄液減少症につきましては教育委員会のほうでは大分県教育委員会を経由して受理しておりまして、平成19年5月31日付の学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についてという文部科学省学校健康教育課からの通知でございますけれども、これを受けまして、平成19年6月でございますけれども、各学校に送付をして周知しておるところです。

この通知の内容でございますけれども、スポーツ外傷の後に脳脊髄液が漏れ出し減少することによって起立性頭痛などの頭痛、頸部痛、目まい、倦怠、不眠、記憶障害など様々な症状を呈する脳脊髄液減少症と呼ばれる疾患が起こり得るのではないかと報告が一部の研究者からされていること、また、スポーツ外傷等を原因として起きるかどうかも含め、定まった治験や治療法が確立していないが、専門家の間で科学的な研究が行われていることを踏まえ、事故が発生した後、児童・生徒に頭痛や目まい等の症状が見られる場合は、安静を保ちながら医療機関で受診させたり、保護者に連絡して医療機関の受診を促すなどの適切な対応をする。

また、事故後の後遺症として、通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、周りの人から怠慢であるとの批判を受け、十分な理解を得られなかった事例があるとの指摘もあり、学校においては必要に応じて、養護教諭を含む教職員が連携しつつ、個々の児童・生徒の心身の状態に応じ、学校生活の様々な面で適切に配慮されるようお願いいたしますとの内容でございます。

学校では、議員言われます脳脊髄液減少症に限らず、児童・生徒の心身の状態を注視していきまして、何かありましたら保護者と連絡をとり合い、病院での診察を促すというようなことなど、常日ごろから児童・生徒の健康等に気をつけているところであります。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今、学校教育課長からの答弁であります。その周知を受けて、今述べられたことを学校現場で関係者に対してそういうような周知をしたということであります。

2 番目に入りますけれども、具体的に児童・生徒に対して実態把握、例えば各保護者に対してそれを周知したのか、そこまで言ったのかどうか伺いたいと思います。

○議 長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 実態把握、それから保護者ということでございますけれども、当時、恐らく保護者まではまだそういう周知はしていなかったと思います。

実態把握でございますけれども、私も今回この質問を受けまして各学校に確認をとりましたけれども、過去にこのような子供さんはいなかったというような報告を学校からは受けております。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） この病気は、先ほど症状としてなかなか理解できないというか、非常にこれは発見するのが難しいという、そういうものがあると思います。

それで、3 番目の保護者や住民への周知、そして4、5 を掲げておりますけれども、保健センター相談窓口の設置について、役場にこういった周知をしてこういう相談も受けますよという、そういう窓口をつくってもらいたい。改めてつくるんじゃなくして、相談窓口の中でそういう相談も受けますよと。

それともう一つは、立派な冊子があります。持ってきたんですけれどもちょっとここに持参しておりませんので、脳脊髄液減少症の冊子があります。税込みで400円ですか、それを見ればどういう病気なのかというのは一目瞭然、よくわかります。薄い冊子ですけれどもわかりやすい。できたらこれは幼稚園、小・中学校の保護者の方全員に配ってもいいんじゃないかと私は思うんです、高いものではありませんから。それを見ていただければ、自分の子供がちょっとおかしい、一つは不登校ということも挙げられております。本人でないと非常に複雑でわからない病気であるようでございますので、冊子を幼稚園、小・中学校の保護者に無料で配布したらどうか。

そしてまた、ちょっと私、玖珠町のホームページを最近見ていましてわかりませんけれども、ホームページに脳脊髄液減少症について載せたらどうか。そしてまた、大分県内の医療機関のどこでその診察ができるのか、治療ができるのか、それを載せていただきたいと思うんです。私の聞いている限り、今、大分県立病院がその治療ができるというのを聞いておりますけれども、それ以外のことはわかりません。

ですから、一つはこの病気について周知するために保護者にビラをお配りする。それともう一つは、脳脊髄液減少症についての小さな冊子があります。本当にわかりやすいです。見れば本当にわかりやすく書いてあります。その病気の症状はどうか、どういう治療ができるのか、そしてお子さんが学校でスポーツ、体育のときに何かで体を打った、それ以後ちょっとおかしいとかそういう場合はその症状が考えられるということでもありますので、学校現場の職員の皆さん、そしてまた保護者の方々に対してその周知、ビラと冊子をぜひ配っていただきたいと、これは要望であります。

それともう一つは、玖珠町のホームページに脳脊髄液減少症を治療できる大分県内の医療機関を紹介

介していただきたいということでございますが、それについて伺いたいんです。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） もとより保健センターは、いろんな疾病、それから健康相談の窓口でもありますので、この疾病をもし詳しく知りたい、またご相談なされたい方は、どうぞお寄せいただきたいと思います。

それから、啓発のほうに関しては、これは教育委員会のほうがお答えすることかもしれませんが、校長会並びに学校の保健委員等々に私どもも入らせていただいて説明をさせていただいております現実がありますので、その中で、まずはこういう病気があるということ、それからこういう病気で症状があるかどうかは学校において先生方が知っていただいて、それからご父兄のほうにも周知したいと思っております。

ホームページに関してはちょっと検討させてください。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 教育長からその点に関してあればよろしくお願いします。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えします。

脳脊髄液減少症、特殊な病気でございますが、特殊な病気であればあるほど専門的な知識と対応が必要かと思えます。先ほど課長がお答えをしましたように、このことに対する文科省からの通知、県を經由して各学校に配付したわけでございますけれども、それから約5年が経過してかなり専門的にも研究が進んでおるのではないかというふうに思われますが、文科省の文言にありましたように、一部の研究者から報告がなされておるというようなくだりがございます。我々もこのことについて教育委員会として具体的に研究し、その結果をまとめているわけではございませんので、これから内部の保健課ともいろいろ協議、勉強を重ねて、さらに文科省あるいは県教委の見解も恐らく進んでおると思いますので、その結果、必要な対策を講じたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 脳脊髄液減少症については、これ先ほど言いましたように大分県の患者を支援する会があるんです。それで、もう既に平成18年9月に大分県教育委員会に要望書を提出しております。それは文科省からの通達と同じような内容だと思いますけれども、一つは過去の事故や子供の健康の状態の調査、2番目が教職員研修や安全管理マニュアルの作成で事故防止を図る、3番目は、事故が起きた場合、保護者と連携して健康状態をつかみ、的確に対応する。これを大分県の脳脊髄液減少症患者支援の会の代表が大分県教委に要望書提出をもうしております。そういう経過があります。

そして、平成18年に宇佐市で実際にこういう事例があったわけです。宇佐市で、中学校時代の体育授業中の事故で脳脊髄液減少症になったとする女子高校生と保護者が市を相手に損害賠償請求訴訟が

起きております。こういう事例もあります。

今の私の質問に対して各課長の皆さん方、脳脊髄液減少症に対してきちっと取り組んでいくということですので、期待をしております。

また、この支援の会の人たちにも私たちもお会いしてお話をいたしました。まだまだ、あれから何年も経っておりますけれども、なかなか理解が進まないということでございます。県によっては平成18年の文科省の周知によって、例えば北海道とか熊本県は県単位で取り組んでいるところでございます。私の調べたところ、大分県はそういう取り組みができていないのではないかとということであります。今後の取り組みを期待しておりますので、どうかまた本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

その件に対して町長から何かありましたら……。ありませんか。はい。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄議員の質問を終わります。

日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 先日の片山議員の一般質問に対しての補足の説明をさせていただきたいんですが、訪問マッサージについての回答で、日田市で行われているのではないかとというご説明をいただいたんですが、確認したところ、やはり訪問マッサージの医療保険に関する治療に関する受け付け等の手続は市では行っておりません、制度的にそういうことがございませんので。似たような事業があるかということで質問させてもらったら、うちの事業と同様に、はり、きゅう、マッサージの助成事業、一般的な保険医療にかかわらないマッサージ等の助成を行っているというご回答をいただきました。

うちのほうも、それについては今後もその助成をしてみたいと思いますが、医療に関する助成はいたしませんので、これを回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（高田修治君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

あす14日は議案考察のため休会といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、あす14日は議案考察のため休会、15日は閉会日となります。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月13日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 中 川 英 則

署 名 議 員 宿 利 俊 行